

足利市空き家等の安全な管理に関する条例の概要

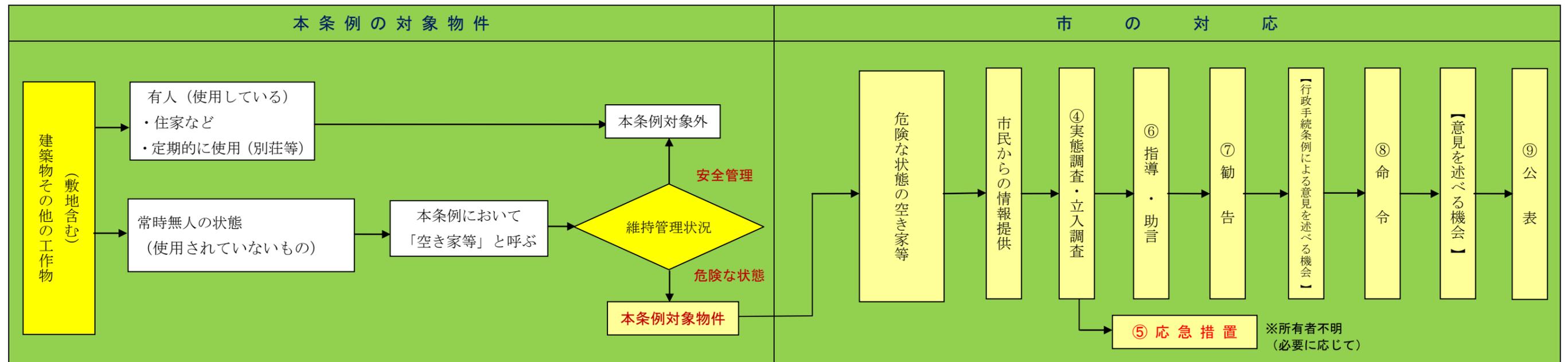
【条例制定の背景・目的】

近年、安全に管理されずに放置される老朽化した空き家等が増加し、倒壊、犯罪及び火災等の危険性や周辺住民の生活環境への悪影響などが全国的な課題となっております。本来、建築物やその敷地等は、所有者や管理者が自ら安全に維持管理すべきものですが、足利市においても、安全に管理されていない空き家等の相談が増加していることに加え、相談内容も案件ごとに複雑化していることから、平成25年6月1日から空き家等の安全な管理に関する条例を施行します。

本条例では、空き家等の管理を安全に行うため、空き家等の所有者又は管理者の管理義務を明らかにするとともに、空き家等が危険な状態のときは、所有者又は管理者に対して指導・助言、勧告、命令及び公表することを規定することで、空き家等の安全管理を強く促し、もって市民の生命や財産を保護し良好な生活環境を保持することにより、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としております。

空き家を所有している方は安全に管理して下さいますようお願いいたします。

【条例運用の手順】



【本条例の特徴】

- | | | | |
|------|---|-----------|--|
| 対象物件 | { | ① 空き家等 | 市の区域内にある建築物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの（使用されていないもの）をいい、それらの敷地を含みます。 |
| | | ② 危険な状態 | 「建物等が倒壊又は破損し、敷地外において人の生命、身体、財産に被害を与える危険がある状態」「建物等の破損により不特定の者が侵入し、犯罪、火災が誘発される危険がある状態」「敷地内にある樹木等の繁茂、害虫の発生等により、当該敷地周辺の生活環境の保持に著しく支障を及ぼしている状態」 |
| | | ③ 本条例対象物件 | ⇒ 「空き家等」のなかで、「危険な状態」にあるものを「本条例の対象」としております。 |
-
- | | | |
|------|---|--|
| 市の対応 | ④ 調査 | ⇒ 所有者又は管理者（以下所有者等）の実態調査又は立入調査を行います。 |
| | ⑤ 応急措置 | ⇒ 空き家等が著しく危険な状態であり、かつ、所有者が判明しないときは、危険を回避するために必要な最低限度の「応急の措置」を講じます。 |
| | ⑥ 指導・助言 | ⇒ 空き家等が危険な状態であると認めるときは、所有者等に対し、必要な措置について「指導」又はその対応策や各種事業者等を紹介するなどの「助言」を行います。 |
| | ⑦ 勧告 | ⇒ 所有者等が上記⑥の「指導・助言」を受けたにもかかわらず従わない場合や、空き家等が著しく危険な状態であると認める場合は、必要な措置を講ずるよう「勧告」を行います。 |
| | ⑧ 命令 | ⇒ 所有者等が上記⑦の「勧告」を受けたにもかかわらず正当な理由なく従わない場合は、必要な措置を講ずるよう「命令」します。 |
| ⑨ 公表 | ⇒ 所有者等が上記⑧の「命令」を受けたにもかかわらず正当な理由なく従わない場合は、あらかじめ意見を述べる機会を与えた上で、当該所有者等の住所、氏名、空き家等の所在地、命令の内容及びその他市長が必要と認める事項を「公表」します。 | |